料金後納

ゆうメール

朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知　会報

도토리통신

ととり通信　第21号

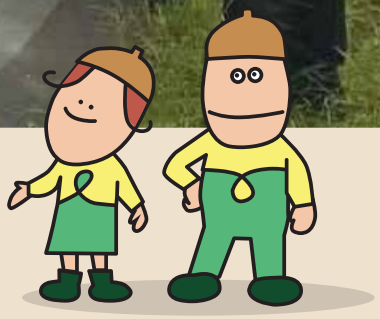

〈　目　　次　〉

決起集会・報告 …… 2

●【無償化デー報告①】公開＆交換授業 …… 3

●【無償化デー報告②】訪朝報告会 …… 4

●控訴審第１回口頭弁論報告 …… 5

●事務局ほのぼの便り
劉京美さん　森尚子さん …… 6

●グッズ紹介、カンパのお知らせ、連絡先 … 8

愛知総決起集会・報告

2018年9月15日、愛知朝鮮高校生就学支援金不支給違憲国家賠償請求裁判（以下、無償化裁判）の控訴審（高裁）勝訴に向けた総決起集会と題し、在日本朝鮮人人権協会の金東鶴氏による講演「民族教育権の過去と現在―二つの12.28から考える―」と金東鶴氏、弁護団の仲松大樹弁護士、愛知朝鮮中高級学校出身であり現在は同校で教鞭を執る李英実氏によるパネルディスカッションが行なわれました。日頃から朝鮮学校や無償化裁判を支援してくださっている方だけでなく、初めて無償化裁判に関わる行事に参加する方も多数いらっしゃり、世論の関心の高まりと愛知での運動の広がりを実感しました。

金東鶴氏の講演題目にある“二つの12.28”とは、1965年12月28日の文部事務次官通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」と2012年12月28日の下村博文文相（当時）の記者会見のこと。これらの間には47年もの時間の経過がありますが、日本国政府、そして教育行政権力たる文部科学省（1965年当時は文部省）の朝鮮学校に対する姿勢は、“朝鮮人を育成する民族教育それ自体に対する蔑視と、民族教育権の侵害に対する等閑視”で驚くほどに貫かれています。そして、このような姿勢を堅持する背景には、大日本帝国による朝鮮半島植民地支配ののち、1945年以降も絶えず続いている植民地主義的思想やそれと結びつきながら日本社会にはびこる「北朝鮮」嫌悪（「ならずもの国家“北朝鮮”」の名がつけば、外交や人権の常識を全て無視して、あらゆる誹謗中傷が正当化される雰囲気）や嫌韓などと称される、降りかかる抑圧の転嫁としての差別扇動があるということを参加者全員で再確認しました。続くパネルディスカッションでは、まず、朝鮮学校出身者や無償化問題に関わる弁護士の立場から抱く講演の感想を述べて頂きました。その後、在日朝鮮人の子どもにとって、また、大人たちにとって朝鮮学校とは何なのかという、本裁判の背骨とも言える事項について意見を交わし、今後どのように朝鮮学校を守り、発展させていくかという具体的方策を議論しました。

折角の総決起集会になんて地味なことを、と思われる方もいらっしゃることでしょう。しかし、この後も長い期間、決して平坦ではない裁判を闘っていくにあたって、無償化裁判で司法に“問うている”事柄が、同時に無償化裁判を支援する私たち1人ひとりに“問われている”事柄であることを自覚し、向き合う必要がある、というのが無償化ネット愛知の問題意識です。「朝鮮高校にも無償化適用を！」という時、そこに様々な理由をつけることができるでしょう。例えば、差別なんて可哀想だから朝鮮高校も無償化適用しましょう。朝鮮高校に通った子どもたちも、日本人の子どもたちと同じように、将来、日本社会の役に立つから無償化適用しましょう。「北朝鮮」は悪い国だけれど、子どもたちに罪はないから朝鮮高校も無償化適用しましょう、などなど。

このような理由づけは全て、日本社会にとって理解し易い朝鮮学校像を要求し、結果として、朝鮮学校の核であり、在日朝鮮人の権利の核たる民族教育を蔑ろにしていくのではないでしょうか。言い換えれば、無償化裁判支援の中に植民地主義的思想や「北朝鮮」嫌悪が芽生え、はびこる隙を与えることになるでしょう。民族教育の権利とは何を意味するのかという問いに真剣に向き合い、その過程で支援に関わる人々が自らの考えの中にもあるかもしれない差別と向き合うことが、運動の足腰を鍛えることになるでしょう。今、日本の司法は立法府や行政府による朝鮮学校差別を、疑問に思うこともなしに承認しています。足腰の強い運動の広がりが、司法府に自らに内在する差別に向き合わせるほどの広範な世論の喚起につながるだろうと考えています。

総決起集会のおわりには、集会アピールが採択されました。その一部を引用します。

「朝鮮高校生への無償化制度適用を必ず実現し、朝鮮学校に学ぶ全ての学生たちの誇りが傷つけられず、安心して民族教育を受けることができる日が来るまで、共にたたかい続けよう」。

朝鮮学校のことが気になった方、まずは一度、無償化ネットのイベントや裁判にお越しください。そして、「常識」では少し理解しがたいことにも向き合い、包み隠さない朝鮮学校の姿を少しずつ知っていってください。そのような輪を広げていくのが無償化ネット愛知の役割であると思っています。今後とも、どうぞよろしくお願いします。

無償化デー企画・報告①
公開授業＆交換授業

無償化ネット愛知では、毎月1回『無償化デー』と題して様々なとりくみやイベントを行っています。毎年10月は、愛知県豊明市の朝鮮中高級学校で「公開授業＆交換授業」を行っています。このイベントはこれまでに5回行ってきました。

第1限は、公開授業として中高級学校で普段行われている授業を見学します。

そして、第2限は交換授業として日本の大学・高校の現役教員による授業が行われます。

去る2018年10月27日（土）には、6学年10クラスで以下の交換授業が実施されました。

クラス	教科	講師(敬称略)	所属	専門分野	テーマ
中1	英語	Melisanda Berkowitz	中京大学	国際開発学	What the World Eats
中2―1	理科	久田 晴生	大同大学	生物・教職	燃える食べ物、燃えない食べ物
中2―2	理科	松井 宏介	昭和高校	理科（物理）	電気を作る
中3	社会	森田 次朗	中京大学	社会学	「学校」って何だろう?～ 不登校問題から考える学びのカタチ
高1―1	社会	山本 崇記	静岡大学	社会学	日本初のマイノリティによる人権宣言～ 水平社に学ぶ
高1―2	社会	三浦 綾希子	中京大学	社会学	男らしさ、女らしさって?～ ジェンダーとセクシュアリティ
高2―1	社会	渋谷 努	中京大学	文化人類学	文化の多様性と「わたしたち」
高2―2	体育	木場 裕紀	大同大学	教育学	効果的な体の動かし方
高3―1	社会	丸山 豊	名古屋市立大学	歴史教育	戦前の日本の子どもたちが学んだ修身
高3―2	英語	吉見 かおる	名古屋外国語大学	移民史	“Make an Art, but not War; A Story of a Japanese American during WWII” 『戦争ではなく、アートで訴える～ 第二次世界大戦を生きたある日系アメリカ人のストーリー』

授業の後には、中高級学校の生徒によるミニ芸術公演を鑑賞し、焼肉パーティーで交流を深めました。
この記事をご覧になって「授業をしてみたい！」とお考えの方は、事務局までお知らせ下さい。

無償化デー企画・報告②
訪朝報告会

2018年11月2日に訪朝報告会を行ないました。約40名の参加者の前で今夏、朝鮮民主主義人民共和国（以下、朝鮮）に訪れた3人の大学生に訪朝した内容や感じたことを率直に語っていただきました。

非常に残念ではありますが、日本社会での朝鮮のイメージは良いものとは言えません。報告者は全員20代前半で、2002年「拉致問題」発覚以降に多感な時期を過ごした大学生達で、朝鮮の姿を歪曲して伝えられた“被害者”であるとも言えるのではないでしょうか。日本人でも在日朝鮮人でも、ある特定の国にアクセスすることを制限されることはあってはならないことです。まして、日本と朝鮮は旧宗主国と旧植民地被害国という関係です。その歴史と向き合うことはもちろん、日本の報道によって作られた「北朝鮮像」を問い直し、そこに住む人々や生活への想像を忘れずに、朝鮮を理解していくことが日本に住む市民として求められていると思います。そして、朝鮮半島情勢が好転していく中、その分断の原因を作った日本の根深い植民地主義的思想を払拭できるかどうかが日本に住む私たちに問われているのではないでしょうか。

今回の記事のために報告者の3人からコメントをいただきました。

◆**加藤理恵**さん（東京外国語大学）

平壌から帰国後、報告会の準備を含め日朝について考えていたときに大阪での無償化裁判の結果が報道されました。訪朝団を含む平壌で交流した方々の考え方と、日本の政治・司法の考え方との差に大きなショックを受けたのを覚えています。日本では歴史の省察が明らかな課題であるにも関わらず、できていないという状況に対して私個人は何ができるのかということについても同時に考えるようになりました。そんな中での訪朝報告会だったため、他の発表者の方々の訪朝報告を通して私にはなかった視点や考え方を得ることができ、すでに行動を始めている方々のお話はとても参考になりました。素晴らしい会に参加させていただいたこと感謝申し上げます。

◆**金永主**さん（名古屋工業大学）

個人としては5回目の訪朝でしたが、行くたびに劇的に変わる祖国の風景に学ぶことが感じることが多かったです。特に祖国の発展に自分がどのように寄与出来るのかたくさん考えさせられました。

そんな祖国の風景を日本の方々に知ってもらい、日本における在日朝鮮人の立場や、朝鮮に対するイメージが少しでも良くなって行くためにも訪朝報告会がいい機会になりましたし、こういった活動の大切さを改めて感じました。

◆**森尚子**さん（名古屋大学）

朝鮮の人ともっと話がしたい、そして在日朝鮮人と行動しながら、彼らが感じる朝鮮と日本人の私が感じる朝鮮を話し合いたいと思い、二度目の訪朝を決意しました。

滞在中は、対文協の方々や板門店の軍人さんと再会できたこと、彼らが私達を覚えていてくださったことにとても感動しました。私達は国も体制も違いますが、名前を呼び合い両国の未来を語ることができるとわかりました。また私自身が自国を離れたことで、日本で外国人として過ごす在日朝鮮人の境遇を強く意識することになりました。

訪朝報告会では、日本各地から訪朝団の皆さんがお越しくださり、更には昨年一緒に訪れた学生も来てくれて、非常に嬉しい再会を果たすことができました。

2018年12月12日 控訴審第1回口頭弁論のご報告

弁護団　裵明玉

1　控訴審の審理のポイント

名古屋地裁判決は、愛知朝鮮高校の学校運営について、教科書の内容などの教育内容を根拠として、教育基本法の禁止する「不当な支配」を朝鮮総聯から受けていると疑うべき事情があったから、「法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」という審査要件（規程13条）を充足しないとした文部科学大臣の判断は違法ではない、と判示しました。

一方、下村文部科学大臣が「拉致問題が進展していない」ことを明言して、朝鮮高校を就学支援金の対象としていた省令ハの削除を決定したことに対しては、どのみち朝鮮高校は指定の要件を満たしていなかったとして、判断を回避しました。現在まで、省令ハの削除の違法性を正面から判断したのは、唯一学校側が勝訴とした大阪地裁判決のみで、学校・学生側が敗訴した判決では、省令ハの削除の違法性については軒並み、判断自体が回避されているという特徴があります。

そこで、控訴審では、省令ハの削除によって、朝鮮高校生を未来永劫高校無償化の対象から除外した行為に対し、司法判断の必要性を認めさせ、朝鮮学校を支援してきた総聯との関係を「不当な支配」と捉えることの誤りを正すことが、重要課題となっています。

2　第1回口頭弁論について

控訴人側は、控訴理由書、準備書面1、準備書面2、名古屋大学教育学部准教授の石井拓児先生の意見書等を提出し、前川喜平元文部科学事務次官の証人尋問を申請しました。以下にポイントをまとめます。

（1）　省令ハの削除に対する司法判断の必要性

朝鮮高校に対する不指定処分は、①省令ハの削除により指定の根拠がなくなったことと、②審査基準を満たさないことの二つが理由とされています。しかし、朝鮮学校の審査基準は省令ハに基づく審査のために作成された下位規定なので、省令ハがなくなれば、存続できません。すると、省令ハが最早ないのに（理由①）、審査基準があることを前提として、審査基準を充たさない（理由②）という不指定処分をすることは不可能です。

つまり、朝鮮高校に対する不指定処分は、論理的に両立しない理由が併記されているという、まことに珍妙な処分ということになります。このような通常あり得ない処分がなされたのは、すでに申請中の朝鮮学校を省令ハの削除により排除することの横暴さを隠し、ごまかすためだったと思われます。

控訴審では、省令ハの削除が不指定処分より先にされた以上、審査基準である規定13条に基づく不指定処分は成り立たない、省令ハの削除こそ真の処分理由として審理の対象とされなければならないと主張しています。

（2）　石井意見書の概要

教育基本法の「不当な支配」について研究されてきた石井先生は、名古屋地裁判決の違法性について、様々な教育関係法令に目配りしながら、以下の通り指摘されています。

そもそも「不当な支配」の禁止とは、学校に対し「教育の中立性」を命じているのではなく、「教育の自主性」を歪めるような「不当な支配」を禁じるものであること、したがって、名古屋地裁が問題視している教科書の内容や、生徒が朝青に加盟していることなどは、生徒・保護者・教師ら学校内部の合意に基づく限り何ら問題はなく（=自主性を歪めるものではなく）、当事者の訴えがないのに「不当な支配」を認定することは許されない。名古屋地裁判決の論理は、学校内部の合意に基づく自主的な教育活動に、行政権力が政治的判断に基づいて介入することを可能とする危険なロジックである。さらに、不指定処分が審査会の審査を打ち切ってなされたことは、教育行政が中立公正になされるための手続を無視するものである。そもそも高校無償化法は教育内容の審査を予定していない。教育行政が、特定の教育内容を理由に就学支援金の交付対象から特定の学校を除外することは、「権力が要請する特定の教育内容」に強制的に導くことにつながることから、生徒の学習権を奪うものであると同時に、「子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げる国家介入」として、憲法13条（幸福追求権）、同23条（学問の自由）、同26条（教育を受ける権利）に全面的に抵触する。

（3）　無償化除外によって朝鮮高校生に対する差別が助長されたこと

名古屋地裁判決は、無償化除外によっても、「年間11万8,800円が受け取れないだけ」と生徒らの被害を軽んじ、人格権侵害を認めませんでした。そこで、国の無償化除外によって、インターネット上で増大した朝鮮学校に対するヘイトスピーチ（朝鮮高校生を「寄生虫ゴキブリ民族」「犯罪の大半を起こす予備軍」「テロリスト」、朝鮮学校を「スパイ養成校」などとして日本社会からの排斥を訴える、生徒達に危害を加えることを扇動するなどの、ヘイトスピーチ解消法にいう「不当な差別的言動」）を一覧にして提出し、国の差別によって社会的差別が助長されている実態を明らかにしました。朝鮮学校生徒への嫌がらせが国連で問題とされ、法務省が日本の人権課題と位置づけて取り組んでいる中で、国が率先して拉致事件と生徒らを結びつけて教育分野での差別を行ったことが、このような社会的差別を助長したのであり、国はその責任を負うべきであると主張しました。

3　被控訴人の主張

被控訴人は、控訴人らの⑴の主張に対し、省令ハの削除と規程13条に基づく不指定理由が論理的に両立しないことは認めましたが、省令ハの削除が拉致問題を考慮したなどの理由で違法とされる場合には、省令ハの削除は無効となって、省令ハが復活し、規程13条に基づく処分もできるようになるのだから、本件不指定処分は違法になることはないという開き直りとも取れる主張をしています。このような主張は、国が自ら行った省令改正の効力を無効とするもので、「禁反言」として許されないものです。

控訴審になり、国の主張の論理破綻はますます明らかになっていると言えます。多くの方に裁判の内容をご理解頂き、このような国の訴訟態度について社会に広め、声を上げ、司法が役割を果たせるように、引き続きご支援をお願いします。

事務局

ほのぼの便り

劉京美

こんにちは。愛知朝鮮中高級学校の教員の劉京美(りゅう・きょんみ)です。

去年のネットワーク愛知の総会から事務局の一員として会議にも参加しながら、学生のために、そして未来のウリハッキョの為に人生をかけていらっしゃる先生達の姿に感動をおぼえながらも、自分が教員として何をできるのか、学生たちといつも触れ合う教員として誰よりも奮闘していかなければと決意を新たにしています。

私は愛知朝鮮中高級学校で教鞭をとりもう5年が経とうとします。思い返せば、高校無償化が朝鮮学校に適用されるかどうか話が持ち上がったのは、私が高級部3年生の頃でした。

その頃、報道番組や新聞社からの取材が学校に入り、高級部卒業式にも密着し、インタビューを受けたことを記憶しております。その頃、私はまさか10年後にもこの問題がこうして継続されているとは夢にも思っていませんでした。政治と教育が結びついて報道される事実に違和感を覚えながらも、ただただウリハッキョが好きという思いで学校生活を送っていた高校生活、そしてそんな中、人生をかけて自分たちの為に熱い指導をしてくださる先生達の姿に憧れを持ち、朝鮮大学校に進学し、教員になる決意をしました。

いくら取り巻く情勢が悪くても、環境が整っていなくても、いつも笑顔と活気が溢れ、その笑顔を守ろうとたくさんの人達の愛情が重なり合うのがウリハッキョです。ウリハッキョは学生たちに民族心、そして朝鮮人としての魂を育んでくれる、最後の砦であり、愛の砦だと私は思います。同胞たちが自分たちは難しくても幼い子どもたち、そして未来の子どもたちが朝鮮人として立派に生きていけるようにとその愛情と信念で作り上げたウリハッキョで3世、4世になる学生たちが今もその信念を受け継ぎ、1世が作り守ってくれたように自分たちも未来のためにできることを必死に考え、進路にも悩む姿を目の当たりにしながら、ウリハッキョはどんな隔たりや困難からも子どもたちの笑顔を守る場所であり砦だと感じております。学生たちの美しい瞳を、純粋で清い心を簡単に潰すことは許されることでないと思います。

高校無償化闘争の過程を思い出すと大学4年の頃、無償化の為に大学生がなにか行動しようと話し合い、金曜行動を立ち上げたことを鮮明に思い出します。毎週金曜授業が終わるとすぐに文科省前に行き声をあげた日々、みんなの心を歌にしようと歌詞や曲を考えた日々、そして 2013 年の 12 月 20 日には約 1,600 人が集まり、文科省を取り囲み訴えた日を思い出すと、長期化する無償化問題に対し慣れてしまったり、学生が街頭に立ち声を上げる姿を日常と思ってしまうのはいけないと考えます。

どんな環境の中でも学生たちは明るい未来を描き、自分が同胞社会でどんな役割を果たせるのか悩み、答えを探して羽ばたいていきます。

去年から国際的にも、朝鮮を取り巻く情勢が目まぐるしく変化し、南北統一に新たな一歩を踏み出している中、先月ジュネーブで行われた子供の権利委員会のロビー活動により勧告も出され、たくさんの努力が大きな想いとなり実っていっていると信じています。

ウリハッキョに通う子どもたちの未来と笑顔を守るために、今一度みんなで手を取り、勝利のために最後まで戦いましょう！たくさんのご支援とご協力をお願いいたします！

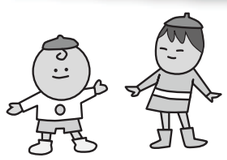

事務局

ほのぼの便り

森 尚子

みなさま、こんにちは。昨年末から事務局に参加させていただいております、名古屋大学大学院の森尚子と申します。

わたしと朝鮮学校との出会いは、学部生のときに参加した交換授業でした。この経験と、同時期に読んだ無償化裁判に関する論文が、朝鮮学校という存在をわたしの心に強く印象付けました。それまでのわたしは、日本には朝鮮半島をルーツに持つ人々が少なからずいる、ということを知っていました。しかしあえて言ってしまえば、知っているだけで十分、とも思っていました。そのため、日本に朝鮮学校があるということも、その始まりが日本による植民地支配だということも、全くわかっていませんでした。

朝鮮学校とは何か知るために卒業論文の主題を決め、愛知朝鮮中高級学校の先生方にお話を聞いてまわりました。運動会や中高祭にもよく行かせていただきました。もっと朝鮮学校のこと、在日朝鮮人のことを知りたいと思って大学院にも進みました。今では、その大学院生活も終わろうとしています。

この数年間、朝鮮学校と関わって何を知ることができたのだろうか、と振り返ると、交換授業のために初めて愛知朝高の門をくぐろうとするあの時を思い出します。わたしは朝鮮学校と関わっていく中で、教科書は歴史の一面しか見せていないこと、朝鮮人が書けば日本の歴史は全く違うものになることを知りました。在日朝鮮人の人生にはどうしようもなく日本の植民地支配の歴史が影響していること、わたしという日本人も無関係ではありえないということも知りました。人にはそれぞれ名前があり生きてきた道があり考えがあるということも知りました。そして朝鮮学校は朝鮮人として当たり前に生活できる環境であること、その学校が今現在危機に瀕しているということも…。今までに出会った方々は、朝鮮人と日本人の歴史を教えてくれました。マイノリティから見える日本社会の非道な姿も教えてくれました。在日朝鮮人の方々との出会いからわたしは、日本の見方、世界の広さを教えていただいた気がするのです。

先日、愛知を含む全国の無償化裁判が現在どうなっているのか、原告と被告の主張をまとめる作業をしました。裁判傍聴にはずっと行っていたにも関わらず、恥ずかしながら作業を経てようやく、何を争っているのかが見えたような気がしました。原告側は在日朝鮮人が朝鮮学校で学ぶという当たり前の権利を主張し続けています。それに対して裁判所と国は、朝鮮民主主義人民共和国に関係するからだめだ、と言っているように思えました。この一点をどうにかしないと、子どもたちの学ぶ権利を訴えても、国際的に認められている人種差別撤廃条約を出しても、民族教育の重要性を訴えても、日本社会の壁を突破することはできないのではないか、と感じてしまいました。「民族教育は重要です、子どもの権利は守られるべきです」と裁判官は言いながらも、朝鮮だからという理由だけで否定している現状なのだと、そしてそれは裁判官だけでなく日本が持っている答えなのだと思いました。

わたしは、二度の訪朝で見て感じた朝鮮を周りの日本人に伝える事をしなければ、と再び強く感じました。また事務局に参加する事で、わたしにできることで、わたしの周りから、この日本社会を変えていきたいとも思いました。「当たり前」を認められる日本社会は、マジョリティやマイノリティにかかわらず、誰にとっても優しい社会であると信じています。

どうぞよろしくお願いいたします。

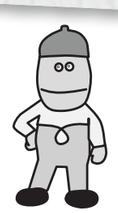

みなさまのご協力をお願いいたします。

わたしたち「朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知」（朝鮮高校無償化ネット愛知）は2010年5月に結成されました。

地裁での不当判決を受け、原告は2018年5月8日に控訴の手続きをしました。裁判は高等裁判所へとステージを移し、当たり前の権利を勝ち取るその日まで朝鮮高校生たちの闘いは続きます。無償化ネット愛知では、愛知朝鮮高校生の「無償化」裁判をさらに熱く、厚く支援していきます。

裁判応援グッズをリニューアルしました！

クリアファイル
2枚セット
……500円

オリジナル付箋
……300円

購入希望の方、又は集会などの折に販売にご協力いただけるようでしたら、下記までご一報ください。

会費納入およびカンパのお願い

朝鮮高校無償化ネット愛知では、朝鮮高校生就学支援金不支給違憲国家賠償請求訴訟への支援のために、『とより通信』の発行（瓦版は裁判終了後）のほか、さまざまな集会、学習会、街頭宣伝、署名、広報リーフレットや応援グッズの作成など多彩な活動を行っています。

特に訴訟には、原告裁判参加費（交通費）、裁判実務費、広報費、報告集会費などの多額の費用がかかります。

これらの活動に必要とされる費用は、みなさまの会費及び賛同者の方々のカンパによって賄われています。みなさまのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いします。

〈会費〉1,000円/年　会費とカンパのお振込みは、下記の郵便振替口座または預金口座となります。

①郵便振替払込口座
〈口座番号〉　00810−9−198143

②他金融機関からゆうちょへの振込
〈銀行名〉ゆうちょ銀行　〈店名〉089（ゼロハチキュウ）　〈店番〉089
〈預金種目〉当座預金　〈口座番号〉0198143

※①②とも〈名義〉朝鮮高校無償化ネット愛知

【連絡先】　愛知県豊明市栄町南館 55
愛知朝鮮学園内　朝鮮高校無償化ネット愛知　金伸治
Tel：0562-97-1815　Fax：0562-97-1829
Mail： mushoukanet.aichi@gmail.com

とより通信 21 号
2019 年 3 月 1 日　発行
発　　行：朝鮮高校無償化ネット愛知
URL http://mushouka.aichi.jp/
e-mail：mushoukanet.aichi@gmail.com
FAX：0562-97-1829
編　　集：USM ～우음～ウリハッキョサポートネットメンバーズ
デザイン：（株）アトリエ・ハル